

給食サービス配食基準

(平成21年6月5日実施)

1. 対 象 者 対象者は次の条件に該当し、配食を希望する者を対象とする。
 - (1) 75歳以上のひとり暮らし高齢者で、介助者等がおらず家事が困難な者。
ただし、75歳未満であっても、介助者等がおらず身体に障害を持つ場合や特に虚弱であると認められる場合で、家事等が困難と判断される場合は対象とする。
 - (2) 準ひとり暮らし高齢者（80歳以上の世帯をいう）で介助者等がおらず、家事が困難な者。
ただし、準ひとり暮らし高齢者世帯であっても介助者等がおらず、夫婦のうち一人が寝たきりの状態または身体に障害を持つ場合で、家事が困難と判断される者。
 - (3) その他特に配食を行うことを必要と考える場合には、民生委員児童委員協議会の意見を聞いて対象者とする。
2. 配 食 数 配食数は65食までとする。
3. 決 定 の 方 法 担当地区の民生委員児童委員が対象者の要望を調査し、毎月の民生委員児童委員協議会の意見を勘案して、和木町社会福祉協議会が決定する。
4. 配食の開始時期 3により配食サービスが決定した者については和木町社会福祉協議会に申込書を提出し、翌週から配食サービスを開始する。
5. 辞 退 本人または家族より辞退の申し出があれば中止する。